

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（目的） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２４条第５項の規定に基づき、一般職に属する本市職員（熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１５号）第１条の会計年度任用職員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。 （初任給調整手当） 第１４条 医療職員給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定める職に新たに採用された職員には、月額<u>３０９，２００円</u>を、採用の日から３５年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 ２ 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 ３ 前２項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	（目的） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２４条第５項の規定に基づき、一般職に属する本市職員（熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１５号）第１条の会計年度任用職員を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。 （初任給調整手当） 第１４条 医療職員給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定める職に新たに採用された職員には、月額<u>３０８，６００円</u>を、採用の日から３５年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 ２ 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 ３ 前２項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第１４条第１項の規定は、令和５年４月１日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。